青梅市条例第２９号

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年７月１日

青梅市長　大勢待　利　明

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

市立青梅総合医療センター使用条例（昭和３４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号ただし書中「２０円」の次に「、妊娠および出産にかかる診療（入院中に行うものに限る。）については１１円」を加え、同項第４号中「１２０，０００円」を「１３５，０００円」に改め、同号ただし書中「１５０，０００円」を「１６５，０００円」に改め、同項第７号中「８，０００円」を「１１，０００円」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の市立青梅総合医療センター使用条例の規定は、令和８年６月１日から適用する。ただし、第２条第２項第４号および第７号の改正規定は、同年７月１３日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第２条第２項第１号の規定は、令和８年６月１日以後の市立青梅総合医療センター（以下「医療センター」という。）の使用にかかる使用料について適用し、同日前の医療センターの使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

３　この条例による改正後の第２条第２項第４号および第７号の規定は、令和８年７月１３日以後の医療センターの使用にかかる使用料について適用し、同日前の医療センターの使用にかかる使用料については、なお従前の例による。